国保連 国保中央会

【原審査の結果(査定分)を医療機関に通知する例】

医虎機關					御中				4	月 分	`	増 減 点 退	整絡 書			<u>^</u> -≥
	受 付番号 レセプト指号	保険省番号等	区分	給付 区分	氏 名 カルテ番号	1 64	浙 法	別以	17岐点数(金額)	事由	負担	äŸ	求 内	容	負担	補正・変定後内容
			本外				8	0	-79 -79	D D	1	他素ポンペ・小型 酸素補正率1.3	270L		1	
						Living.	0	0	-70 -70	D D	1	酸素ポンペ・小型 酸素補正率1.3	240L		1	
				ļ		£	0 信 8 信 信	0	-149 -149		-	9,	609			9, 460 9, 460
	:		後外一			4	10 3	9	-52	D D	1	酸素ポンベ・小型 酸素補正率1 3	9 O L			
					.**	£	計 3		-52		-	1 2.		207		12,057
			後外一			4	10 3	9	-26	D	1	酸素ポンベ・小型 酸柴補正率1 3	9-0 L		1	
				-		É	· 計 3	9	-26		-		072		-	9, 046
							*			-						
	•															
	•					-										
備老		1	1	J	<u> 1 </u>						J	1				

- 記号凡例
- gt)減点简所)
- 11 初 渗 31 皮下筋肉内 3 2 静脉内 再 診 12
- 1 3 医学管理 33 注射その他 39 薬剤料減点
- 40 処置・薬剤
- 50 手術・装剤
- 5.4 麻酔・黒剤 60 検査・病理
- 70 画像念斯 80 その他
- 28 投票その他

- 90 入院基本料
- 92 特定入院料・その他
- 97 食事・生活療養 標準負担額
- (虚義の給付 合計) 食事 (食事放養 合計) (集計誤り)
- - B. 過剰と認められるもの

1. 診療内容に関するもの

(加 減 点 事 由)

C. 重複と認められるもの

A。適応と思められないもの

- D. 前各号の外不適当 (疑義解釈通知等に限らして不適当 なものを含む。) 又は不必要と認められるもの
- 2. 事務上に関するもの
- F 固定点数が誤っているもの
- G. 請求点数の集計が誤っているもの
- H、縦計計算が誤っているもの
- K: その他

【原審査の結果(返戻分)を医療機関に通知する例】

5月分 返 戻 内 訳 書

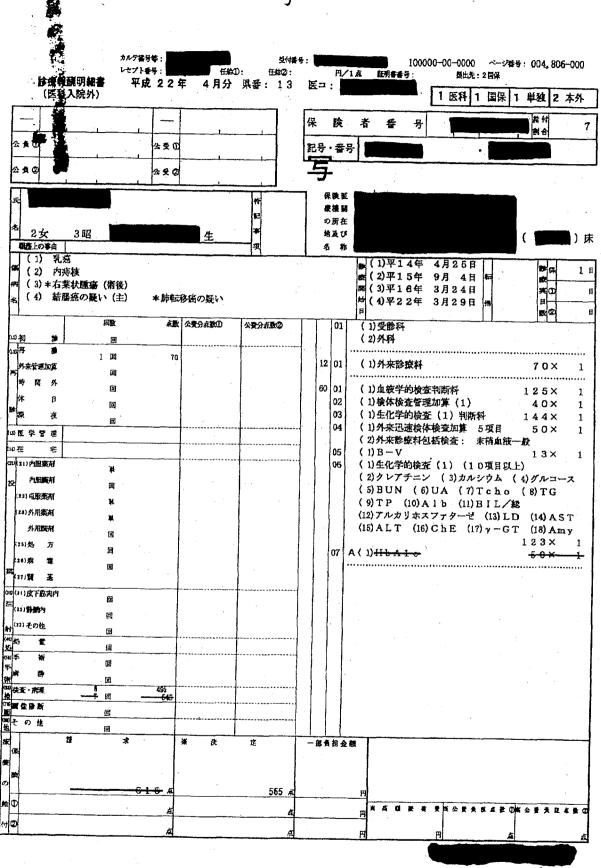
ページ

医扼	寮機	関名	:														
診療 年月	受	付 游	号	保険者番号等	区分	於 区分	氏	名	EI 🐉		薬剤一部負担金	一部負担金額	患者負担企額(公費分)	食事・生活 基準額	食事・生活 標準負担額	Āt	dı
						A			1.	659						3403 廃止	たは新設前のコードを使用
						B			1	- 702						3403 统止	たは新散前のコードを使用
	4								2	1, 211						3403 廃止 3403 廃止	または新設前のコードを使用 または新設前のコードを使用
									1	937						3403 統止	または新設前のコードを 使 月
	1			1				8	1	659						3403 跨止:	または新設前のコードを使用
							بنائسيير		3	1, 674						3403 度止	または新設前のコードを使用
	•								1	785 785						3130 未就	学 省該当
								3	ı	782						3403 BELL	または新設前のコードを使用
									1	634						3403 統止	または新設前のコードを使用
									1	690					1	3403 度止	または新設前のコードを使用
	-				1												
]													
										·							
																	•
						1											
	1																
																	•
									}								•
																-	
										1							

医療機関コード:

【原審査の結果を保険者に通知する例】

写



査 定 記 号

区分	查定記号	文言	区分における概念
審査委員会の決定	A	療養担当規則等に 照らし、医学的に 適応と認められな いもの。	療養担当規則等に照らし、傷病名から判断して、使用薬剤の効能、効果、もしくは診療 行為に医学的有効性が認められないもの。
による医学的な	В	療養担当規則等に 照らし、医学的に 過剰と認められる もの。	療養担当規則等に照らし、診療内容を通覧して、薬剤の投 与量、投与日数が医学的に過 量であるもの、もしくは診療 行為が医学的に過剰であるも の。
理由に基づく査定	С	療養担当規則等に 照らし、重複と認 められるもの。	療養担当規則等に照らし、重 複と認められるもの。
告示・通知に基づく査定	D	前各号の外不適当 (疑義解釈通知等 に照らして不適) なものを含む。) 又は不必要と認め られるもの。	一件に、診療行為が合致しない t、の

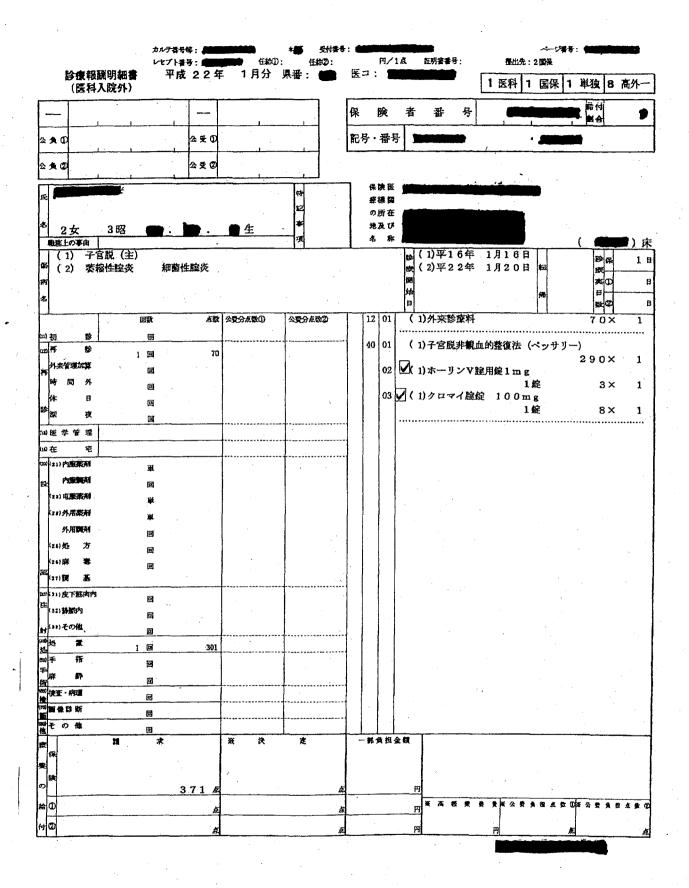
【再審査の結果を保険者に通知する例】

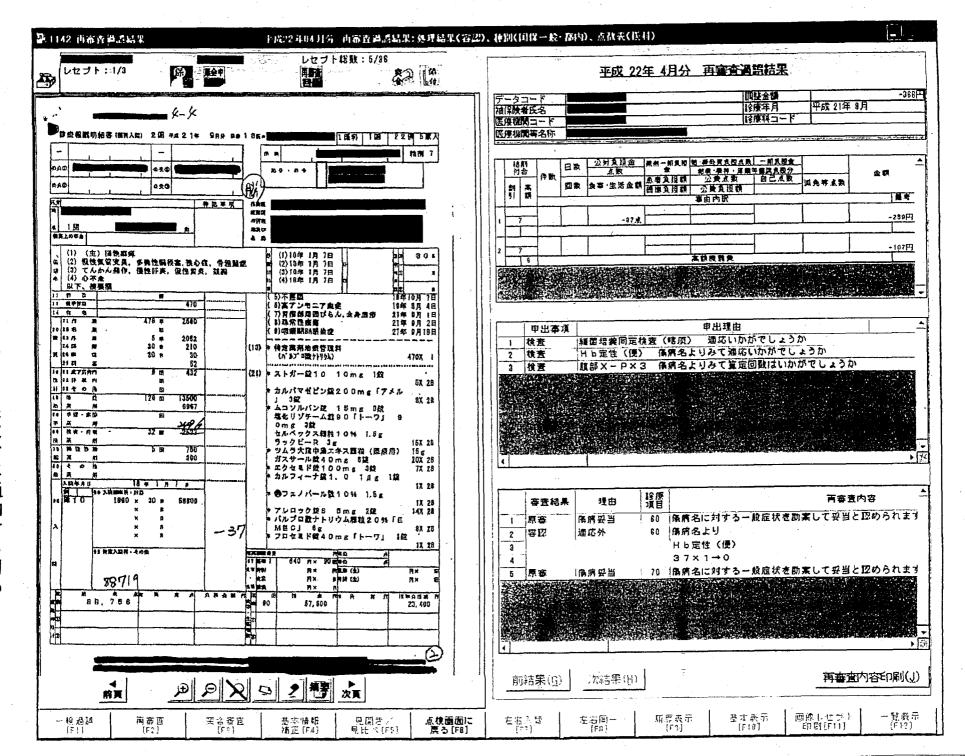
平成22年 4月分 再審查決定通知書

	保							<u> </u>	保険者名						
調剤	70歲以上 一般	9割。		別新	氏のとおり決	定(調整	{): V≥/	としま	した。						
看寶	未就学児	8割7割			平成	22年 5月	25 E	提出				-			
療年月	被	保	険 者	名	入外別 日 数	医 所	疲在	選 関	等 コ · 名	ー ド 称	明	細	8	点	数
2/ 1					入: 例	No.) 		·	決定	点数			37
-93-F]									
申出事 1.	1項及び理 ①ホー	ョ リン	V膣用]錠	②クロ~	マイ膣	錠	の併	用投	まはいか	がて	ぎしる	ょう	か	σ.
			٠	•											
,											٠				
. Y	i	,													
. V		,													

申 出 処 結 果 票 **産婦** 消內 眼 放 形糖 処理 泌) 担当 神内 心外 肝 その他(ф 透 2. 一部訂正 3. 申出通り 該当番号に〇 1.原審通り (理由番号記入) 内訳 3 1 3 2 2 3 2 3 2 3 4 5 3 2 3 6 3 7 8 9 10

データコード一覧				
01 医科	02	03	04	05
06	07	. 08	09	10
審查申出区分: 医療的		•	•	一連番号: 1
保険者番号 :				PAGE: 1/ 1
盆に除来氏名・			•	





1142 再新数	斯洛斯 斯		于602 404 月第二	问而否谓语称双: 使理解	R(原帝)	、独剧(国保一般	· 都内)、点放表()	E(I)			
レセプト:	1/1	验中	しセプト日 本 用事体	EN : 8/168	e negeri	-	平成 2	2年 4月分 百	宇宙過 続結果	Š	
****	#47日刊号: 100日間 レセブトサネ: 10日間 ・ 平成21年	Mar 458 気性明年 Mar Emplo (1942) 名月分 承告: 18	作人は、現底有数を: 所用:	第		データコード 被保険者氏名 医療機関コード 医療機関等名称			開建金額 16原年月 16原料コー	平成 21年 8]	1
(版特入院外 の a d の a d	9 % d		孫 熊 省 春 方	, married to the state of the s			日	では、 の の の の の の の の の の の の の	· 東京 - 東京等の ・東京東 - 自己 /	9分	金切
	新研修(注) 新加速 コア丸原 仲観報点 現住食道美 宇宙座	生生 事の疑い。 病本的 病血圧病	機能を 変数を が現在 を表して の (1)型を1年 の (2)平21年 円(3)平21年	7 H L H R R R R R R R R R R R R R R R R R	1 n				es S	S. Krist	_
ルカ 第	NSM	MANU MERAND	50 01 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第 52× 機管控制 (計算所) 225× 実際解刊 385× 在 (1) 判別付 144× 表内所刊 144× 取 22× 15×	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	申出事 1 按查 2 读查	像 傷病名』	せいみて通応いか(i) 情病名より	3出理由 がでしょうか みて適応いかが1	でしょうか	
B. 力制機 田北田県 シャガル カ・カル カ・カル カ・カル カ・カル カ・カル カ・カル カ・カル カ・	14		(分別 (1)のC (1)カテーマア (1)のB I L/向 (1)	s (it) CPT (it) LDH ((it) DUN (it) CPR (it) DUN (it) CPR (it) DUN (it) DU	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4					<u>-</u>
(中国教学) (中国教学) (中国教学) (中国教学) (中国教学) (中国教学) (中国教学)	G C C C C C C C C C C C C C C C C C C C					を変数 1 原を 2 原数	果 理由 係有妥当 係有妥当	診療 項目 60 係所名に 60 保所名に	対する一般症状 対する一般症状	南海査内 を助案して妥当と を助案して妥当と	厚められます
75. □ 15. □	1, 187 s		- Addas	3 5 N Q 8 A K A 3 A 3 A 3 A A A A A A A A A A A A	i A c	1					▶ □
	نز		0 2 形			前結果的) 次結果 但	<u> </u>			内容印刷(小)
一般過語	商帝吉 [62]	架名審査 [73]	基本情報 構正[F4]	見開き 点検証 見比べ[F6] 戻る	通面に [F8]	左右入肾 [77]	左右间- [50]	無無表示 作的	至本表示 [F10]	画像レセン!	一覧表示 [F12]

原審理由(診療内容分)

コード	画面表示	内容
1	薬効通り	当該薬剤は薬効上認められています。
2	用法用量	当該薬剤は「用法・用量」からみて過剰とは認められません。
3	診療通覧	診療内容を通覧して過剰とは認められません。
4	傷病妥当	傷病名に対する一般症状を勘案して妥当と認められます。
5	検査妥当	当該検査は初診時、入院時、又は術前検査として妥当です。
6	診断確定	本例の診断名を確定するためには、通常必要な検査です。
7	経過観察	本例の症状経過を観察するためには、通常必要な検査です。
8	部位範囲	傷病名及び患部の範囲等から判断して(処置・理学療法)の点数は妥当です。
9	回数妥当	傷病名から判断して(処置・理学療法)の回数が過剰とは認められません。
10	治療材料	特定治療材料に該当します。
11	診療他	診療その他()
21	通知確認	通知等を確認のうえ、申し出願います。
22	期限経過	再審査の申し出期限が過ぎています。
23	内容不明	申し出内容が不明ですので確認願います。
24	参考添付	参考分を添付の上申し出願います。
25	事務他	事務その他()
30	重複請求	重複請求の申し出については月分、医療機関名等を確認願います。

【再審査の結果(査定分)を医療機関に通知する例】

	m
圡	冧

医療機関等コード

保険医療機関等名称:

平成 22年 3月分 再審查決定書兼過誤連絡票

保険者名

	医療機	関送	付用 1/1	
				Ì
¥.	成22年	4月	20日	

調整金額

	A de At F		r.cr.	名(生	= 11	1	入外 保険者名		老名	老健区市町村	名	調整金額		
Į.	多寮年月	[XXX	3 14.	40 (=:	1/1		///	PINES	<u> </u>					
	2111			(2)	、院外		((((((((((((((((((((<u> </u>	-3,710) HI	•
ï	計劃連絡!	票 理由	b	:										
r	T	実施機関					T	公対負担金	繁剂一部負担金		一部負担金			
ı	過去的	府県 番号	1 _				日数	点数	患者負担額	結核・精神・原爆	等他法負担分			金額
	18	1 114 114	**		髙	件数		1	標準負担額	公費点數	自己点数	赦免等点数		28.924
1	9	受給者番号	割引	部合	額		回数	食事・生活金額	操甲實性政	公費負担額				
1		換要	1				·		事由内訳		· ·		備考	
\vdash	- 		1		T	 	1	T			1			
1.	1	•		7			ŀ	-530点			<u> </u>		<u> </u>	-3, 710 PI
1	`											1		

データコード:

御中

1		日数	総増減点数	一部負担金			保険者請求
ļ	再審查決定書	2	-530	Ĭ			
		 	診療項目			再審查內容	
			60	傷病名より	•		
			1	超音波検査(断層摄影	法) (胸腹部)		Ì
- 1							 530×1→0
1			·				

(注記)

- ①増減について、一の表示のある場合は「減」を、表示のない場合は「増」を示します。
 ②照会先 〈電話 03-6238-0011(大代表)>
 ○理由の1~8までと12、13については各保険者へ、23~28までは各区市町村へお願いいたします。
 ○理由の9、10、29、30については各地区担当の事務審査機へお願いいたします。
 ○理由の90については審査第一部再審査課へお願いいたします。
 ○再審査内容については、審査第一部再審査課へお願いいたします。
 ○再審査内容については、審査第一部再審査課へお願いいたします。ただし、貴院からの再審査請求に係る医科・調剤についての問い合わせは
 審査第一部審査課医科係、歯科については審査第一部審査課歯科係へお願いいたします。

女 お願い 被保険者証は、毎月必ず確認して下さい。被保険者証の確認は、正しい請求事務の第1歩 女

231-90001581

【再審査の結果(原審どおり)を医療機関に通知する例】

国保

医療機関等コード : ■

平成 22年 3月分 再審查決定書兼過誤連絡票

医療機関送付用 平成22年 4月 7日

保険医療	機関等名称:	الاحتار	御中				= 1 =======	estable A Age	
診療年月	被保険者氏名	, (生年月)	入外	保険	<u>者名</u>	老健区市町村	<u> </u>	周整金額	
2109			入院		(
過誤連絡到	票 理由					it the matter to the total to	一部負担金		
過去制	実施機関 一		日数	公対負担金	聚剂一部負担金 患者負担額	結・精公費負担点数 結核・精神・原爆等			金額
FX	受給者番号 引	新合 高	件数回数	食事・生活金額	標準負担額	公費点数 公費負担額	登点与自	被免等点数	1
271 -	51	25		<u></u>		AMARIEM			4巻 参

データコード:

			·	•		一种·
Total ale his education	日数	総増減点数	一部負担金	* * .	•	医療機関からの再審査申出
再審査決定書	30	0	点			
		診療項目			查内容	
1			原審どおり。	·		

(注記)

診療科 : 🛋

御中

- □増減について、一の表示のある場合は「減」を、表示のない場合は「増」を示します。
 ②照会先 <電話 03-6238-0011 (大代表) >
 ○理由の1~8までと12、13については各保険者へ、23~28までは各区市町村へお願いいたします。
 ○理由の9、10、29、30については各地区担当の事務審査課へお願いいたします。
 ○理由の90については審政第一部再審査課へお願いいたします。
 ○再審査内容については、審査第一部再審査課へお願いいたします。
 ただし、責院からの再審査請求に係る医科・調剤についての問い合わせは
 審査第一部審査課医科係、歯科については審査第一部審査課論科係へお願いいたします。

女 お願い 被保険者証は、毎月必ず確認して下さい。被保険者証の確認は、正しい請求事務の第1歩 女

151-90001298